

# 「第444回 判例・事例研究会」

テーマ 事業譲渡：譲渡人の「屋号」を使用した譲受会社の責任  
について研究しました

日 時	令和8年6月23日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野 村 奈津子

## 【判例】

事件の表示	事 件 名 預託金返還請求事件 事 件 番 号 平成14年(受)第399号 決 定 平成16年2月20日 破棄差戻(最高裁第二小法廷)
事件の概要	預託金会員制のゴルフクラブの事業の譲受人が、譲渡人が用いていたゴルフクラブの名称の使用を継続して営業していたところ、会員から預託金の返還請求を受けた事案
判 旨 ( 抜 粋 )	預託金会員制のゴルフクラブが設けられているゴルフ場の営業においては、当該ゴルフクラブの名称は、そのゴルフクラブはもとより、ゴルフ場の施設やこれを経営する営業主体をも表示するものとして用いられることが少なくない。本件においても、前記の事実関係によれば、ギャラックから営業を譲り受けた被上告人は、本件クラブの名称を用いて本件ゴルフ場の経営をしているというのであり、同クラブの名称が同ゴルフ場の営業主体を表示するものとして用いられているとみることができる。このように、 <u>預託金</u>

	<p><u>会員制のゴルフクラブの名称がゴルフ場の営業主体を表示するものとして用いられている場合において、ゴルフ場の営業の譲渡がされ、譲渡人が用いていたゴルフクラブの名称を譲受人が継続して使用しているときには、譲受人が譲受後遅滞なく当該ゴルフクラブの会員によるゴルフ場施設の優先的利用を拒否したなどの特段の事情がない限り、会員において、同一の営業主体による営業が継続しているものと信じたり、営業主体の変更があったけれども譲受人により譲渡人の債務の引受けがされたと信じたりすることは、無理からぬものというべきである。したがって、譲受人は、上記特段の事情がない限り、商法26条1項の類推適用により、会員が譲渡人に交付した預託金の返還義務を負うものと解するのが相当である。</u></p>
--	---